

科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成 25年 6月 17日現在

機関番号:34310

研究種目:基盤研究(C)研究期間: 2010 ~ 2012

課題番号: 22530096

研究課題名(和文) 企業集団の会社法規制の総合的考察

研究課題名(英文) Corporate Group in Company Law

研究代表者

早川 勝 (HAYAKAWA MASARU) 同志社大学・司法研究科・教授

研究者番号:90094713

研究成果の概要(和文):ドイツは、すでに1965年株式法において企業結合に関する包括的な規制を特別に定め、独自の規制を設けている。さらに、上場会社についても定義規定を設けて、コーポレート・ガバナンス規準を(半)自主規制として定め、企業結合会計については、株式法の規定を商法の中に移行し、IFRSのEU法化に伴う調整を行っている。これらの規制は、2005年会社法の下で規制がなされている我が国における企業集団規制を整備し充実させるために比較法研究の対象として参考になると思われる。このような観点から、ドイツ株式法の現在までの改正の経緯とその状況及び上記規準を紹介し検討を加え、その成果を紀要で発表してきた。しかし、本丸ともいえるIFRSとドイツ企業結合法の調整の問題は、隣接学問分野、特に会計学の理解もまだ必要であり、現在研究を継続しており、できるだけ早く成果の公表に向けて努力している。

研究成果の概要(英文): German company law has regulated its comprehensive regulation on the company group (Konzern) in 1965. This law has definition about the listed company, a code of corporate governance, code regulate more details another hand as self-regulation. Accounting about the group companies has been regulated at first in company law, but these regulations have been made now in commercial law as a general rule. These special regulations in Germany have harmonized with IFRS, when they have been introduced in EU as common regulations. Japanese company law 2005 has regulated the definitions of the company groups. As a study of comparative law jurisdiction, these German laws indicate many meaningful regulations for the Japanese law. I have analyzed therefor the historical progress and regulations of company law and contributed to Doshisha Law Review.

交付決定額

(金額単位:円)

			(亚钒十四・11)
	直接経費	間接経費	合 計
2010年度	1, 100, 000	330, 000	1, 430, 000
2011年度	800, 000	240, 000	1, 040, 000
2012年度	800, 000	240, 000	1, 040, 000
年度			
年度			
総計	2, 700, 000	810, 000	3, 510, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:法学・民事法学

キーワード:企業集団、コンツェルン、ドイツ株式法、ドイツ・コーポレート・ガバナンス規準、支配株主、結合企業における少数株主の保護、結合企業における従属会社の保護、結合 企業における債権者の保護

1. 研究開始当初の背景

- (1) 申請時における背景と動機
- ① 平成17年会社法は、親会社・子会社の 定義など企業結合規制を採用し、施行規則で は、企業集団に関する規制を設けている。し かし、これらの規制は包括的ではないため、 親子会社関係の規制は、会社法が直面する大 きな立法的課題となった。
- ② これに対して、ドイツは、すでに1965年株式法の制定の際に世界に先駆けて体系的な企業結合規制の立法化を実現した。それは、企業の結合方法を支配契約に基づく形成とそれ以外のものによる形成とを区別することに特徴がある。このような企業結合規制は、まず税制において確立した制度を株式法が利用したもので、ドイツにおいて長期にわたって叙々に判例や税務実務によって積み重ねられてきた企業税制実務における連結税制がその基礎となっている。ドイツの会社法上の企業結合規制の特有性はこのような沿革を背景としている。
- ③ ドイツでは、1965年株式法の下で企 業結合法に関する多数の判例が現れて判例 法が形成される一方、他方では EU の加盟国 として EU 法の国内法化が常に大きな課題と なっている。後者の分野では、とくに会計基 準として IFRS 規準を EU が導入したことに 伴うドイツ企業結合における新たな会計制 度への対応と転換が注目される。それは、株 式法において規制されていた企業結合に関 する会計規制を商法に移行して広く企業一 般に妥当する通則として規制することによ って行われた。そのことは、従来の税制制度 に代えて(あるいは並行的に)、会計制度が 結合規制の基礎付けとなる(あるいは加わ る)という質的転換を意味しないかという問 題を提起しているように思われる。

④ そのような問題があるとすれば、結合規制の目的などの規制の趣旨に対しても何らかの影響を与えているのか検討することが重要となる。換言すれば、(IFRSの下での)会計制度がドイツの企業結合規制を支える基盤となりうるのかどうかという問題である。もしそうであれば、ドイツの経験は、今後整備・充実すべきわが国における企業結合(企業集団)規制に何らかの示唆を与えることになるであろう。このような素朴な疑問が本研究課題の申請時の大きな動機であった。

2. 研究の目的

- ① 平成17年会社法の親会社・子会社の定 義規定に問題があると一部の学説が正当に 指摘する。また、会社法の見直し作業におけ る親子会社規制に関する具体的な立法提案 などは、日本の企業結合の実態を調査し、日 本ではどんな問題が法律的に解決すべき課 題なのか基本的理念について納得がゆく議 論が行われた上でまとめられてきたのか再 吟味する必要はないのか問題となり得よう。 ② 包括的な規制をしているといわれるド イツのこの法分野の規制は、ドイツ特有の制 度となっているが、ドイツではどのような視 点からどのような問題を法的に整備しなけ ればならなかったからそのような制度にな っているのか、その沿革を丹念にたどってみ る作業が重要である。
- ③ さらに、株式法の全体の規制の下で企業結合規制をどのように位置づけることができるのか、会社法制の全体像を把握する必要がある。

3. 研究の方法

① 企業結合法制度全体を理解するために はまずドイツ会社法制についての枠組みを 理解した後に、なにがドイツ特有の企業結合 法制か、そしてどのようなアプローチをすれば、そのような独自の制度と各国に共通に必要な制度とを区別して捉えることが容易になると考えられる。

- ② そこで、企業結合形成の手段として株式 法上の規制がどのような仕組みになってい るのか、またその他によく利用されている企 業組織再編法についても理解を深めるため に研究することにした。
- ③ これらの前提作業を経た後に、法制度研究の総括として、商法に移行された企業結合会計の仕組みについてドイツ特有の制度と共通の制度を理解できれば、そのような経験を生かしながら、後者について我が国のために、企業結合分野に国際会計基準のスムーズな導入が可能となる。

4. 研究成果

① 株式法上の規制の推移について196 5年以後の株式法の改正と展開について検 討した。1965年法が制定された当時の法 典については邦訳が複数存在するが、201 2年現在までに改正と変更を繰り返した法 状況は紹介されていない。そこで、これを現 代的な日本語を用いて邦訳して公表した。従 来の多くの邦訳(部分訳も含めて)は、なぜ かドイツにおける業務執行の分野において は取締役会を会議体であるとして位置づけ るよりも取締役が中心として規制されてい るような立場から訳されることに気づいて (制度理解として間違ってはいないが不正 確と思われるので)、ドイツでも取締役会制 度が会社実務の主流であるという観点に立 って全訳している。さらに、現在までの立法 の推移をドイツ固有の制度の整備のための 改正、EU 加盟国として必要な EU 指令の国 内法化のための怪異性及びアメリカ法の影 響の下で経済の国際化に対応するための改 正の傾向に明確に分けてその沿革をたどる

論文を同志社法学に発表した。

- ② 組織再編法と企業結合との関係については、現時執筆中であり、夏休みの機会に手直しをして公表する予定である。会社法のような組織法の分野においても企業自治に委ねる傾向が強いが、そのような制度を支える制度として会社内部の情報の開示、その開示が企業の恣意的な操作を防止するために報告書の充実とその適法性を確保するために専門家による審査と検査という両輪がうまく機能しないと制度として機能しない。この点については、ドイツの法制度は種々の示唆を提供し、さらに上場会社についてはコーポレート・ガバナンス規準と株式法とのドイツ特有の組み合わせが参考になることを指摘することになる。
- ③ 企業結合会計法制度については、②の研究の後に行う予定になっているが、大幅に遅れているので、今後も検討を継続する予定である。これは、IRFS の進展が遅れ、その方向が明確でないという現在の混乱状態も影響しているが、基本的な会計概念等についての理解を深める作業が当初考えていたよりも時間がかかっていることによる。隣接分野でもあり、今後も研究会に参加したりして研究を進めたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

- 早川 勝「1965年ドイツ株式法と展開」同志社法学352号(2012年) 165頁-351頁
- 2. <u>早川 勝</u>「ソフトローによるドイツの上 場会社」同志社法学358号(2012 年)1頁-59頁

〔学会発表〕(計1件)

- 1. <u>早川 勝</u>「ドイツのコーポレート・ガバ ナンス規準」東京商事法研究会 201 3年01月26日 早稲田大学 (東京)
- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

早川 勝 (HAYAKAWA MASARU)

同志社大学・司法研究科・教授

研究者番号:90094713